

不適正除染に関する通報等（平成25年2月14日現在）

○合計 7件 ← いずれも、現在入手している情報からは、新たな不適正除染とはいえない。

○通報の概要と対応

<直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/22	田村市	除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた （時期不明、飲食店での隣席の作業員の会話、1/29にも再度通報あり）	事実関係の確認が困難。事業者へは連絡し、注意喚起。
1/24	田村市	① 表土のはぎ取りを行わず、砂をかけるだけの作業。 ② 長靴を川で洗った。 ③ 除雪した雪と除染で出た砂を一緒に川に捨てた。 （H24年12月中、継続的に実施）	事実関係の確認が困難であることに加え、 ① 除染事業の行為（覆土）とも考えられる。 ② 除染適正化プログラムでとりあげた内容。事業者には周知済み。 ③ 事業者へは注意喚起。
2/4	田村市	凍結で水道が使えないため、長靴の泥を川で洗った。 （H24年12月）	対応は不要と判断
2/6	檜葉町	除染用の道具を買い渋り、人力に頼った除染を行うことで、作業が簡単なものになっている。 （H24年12月上旬～）	対応は不要と判断

<非直轄関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/28	伊達市	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般宅の除染を行った際に排出された砂利・泥等を隣の一般宅の駐車場に廃棄し、ならしていた。(時期：1/24) ② 除染で出た廃棄物の線量を測定・記録する際、線量が低いにも関わらず、高い数値を記録。(何度も繰り返し実施) 	自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり ① 事実なし(除雪したものを所有者自身の敷地に置いたことはあった。) ② フレコンバックに入れた除染物については、数カ所計測し、一番高い数値を記入
2/8	福島市	屋根の高圧洗浄が隣家に飛び散るクレームが多い。洗浄水はそのまま未処理で排水している。	自治体へ連絡済み (参考) 自治体からは、以下の連絡あり ○基本、堆積物を除去する除染を実施。高圧洗浄水を行う場合、隣家に飛び散らないよう、シートで養生 クレームがあった場合には、市へ報告するよう業者に伝達 ○洗浄前に堆積物は除去。現在、洗浄水は全地区で側溝にろ過装置を設置

<内閣府モデル事業関連>

日付	場所	通報の概要	対応
1/25	広野町	<ul style="list-style-type: none"> ① モデル事業において、水を側溝へ直接流していた。作業員に確認したところ、回収しないとの回答 ② 除染で出た土壌等を保管せず、穴を掘って埋めていた(時期不明) 	事実関係の確認が困難 ① 事業主体から、水の回収を行っていたことを確認済み。 ② 除染事業の行為(天地返し等)とも考えられる。